

令和4年度

第1回 北広島市観光市民懇話会

日時：令和4年6月7日（火）17時00分

場所：北広島市役所4階 会議室4D～4F

次 第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 構成員・オブザーバーの紹介
- 4 座長の選出
- 5 懇話会の運営
- 6 報告
 - (1) 懇話会の進め方について
 - (2) 北海道ボールパークFビレッジについて（オブザーバーより報告）
 - (3) 観光の現状について
 - (4) 市の取組について
- 7 意見交換
- 8 その他
- 9 閉会

配布資料

1. 配席図
2. 北広島市観光市民懇話会開催要項
3. 北広島市観光市民懇話会の進め方【資料1】
4. 観光の現状について【資料2】
5. 観光振興計画に基づく北広島市の取組（概要）【資料3】
6. 次期観光基本計画の策定に向けた分野別意見交換【資料4】
7. 次期観光振興計画の策定に向けた観光事業者アンケート調査（概要）【参考資料1】
8. 北広島市観光基本計画【参考資料2】
9. 北広島市観光基本計画報告書【参考資料3】

2 北広島市観光市民懇話会構成員 名簿

氏名	区分	所属団体等
工藤 功治 (くどう こうじ)	団体選出	北広島商工会 振興課長
仲野 邦廣 (なかの くにひろ)	団体選出	一般社団法人北海道きたひろ観光協会 事務局長
佐藤 学 (さとう まなぶ)	団体選出	一般社団法人札幌ゴルフ倶楽部 輪厚コース 支配人
菊田 英傑 (きくた ひですぐ)	団体選出	三井アウトレットパーク札幌北広島 所長
堀 昌文 (ほり まさふみ)	団体選出	ホクレン農業協同組合連合会 くるるの杜 所長
宮崎 泰一 (みやざき ひろかず)	団体選出	札幌北広島クラッセホテル 営業推進室マネージャー
吉田 和彦 (よしだ かずひこ)	学識経験者	札幌国際大学観光学部 教授
丹治 しのぶ (たんじ しのぶ)	公募市民	—
横山 裕則 (よこやま やすのり)	公募市民	—

※開催要項第2条に示す順、敬称略

北広島市観光市民懇話会オブザーバー 名簿

氏名	区分	所属団体等
小林 兼 (こばやし とも)	団体選出	株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント 事業統轄本部 事業企画部 部長
柳下 堅志 (やなした けんじ)	団体選出	株式会社ファイターズ スポーツ&エンターテイメント 事業統轄本部 コンシューマー&リレーション統括部 地域連携・アカデミー部 部長

3 座長の選出

座 長 _____

4 懇話会の運営について

北広島市観光市民懇話会の運営に関する確認事項（案）

1 会議のルール

- ① 時間を厳守し、迅速な進行を心がけます。欠席又は遅参する場合は、事前に事務局に連絡します。
- ② 個々の意見を尊重し合い、異なる意見にも十分、耳を傾けます。
- ③ 特定の個人や団体を誹謗及び中傷する発言は厳禁とします。
- ④ 発言は要点を整理し、簡潔に行うようにします。
- ⑤ 会議の進行役は、発言が偏らないよう公平に意見を求める運営に配慮するとともに、少数意見についても発言の機会を保障します。

2 会議の公開等

- ① 原則として、会議は公開とします。（市の情報公開条例第20条）ただし、個人情報などが内容になる場合などは非公開とします。
- ② 傍聴は自由とします。ただし、会議の秩序を乱す行為や会議の妨害となるような行為をした場合は退場を求めます。
- ③ 構成員の氏名及び選考の区分を市のホームページなどで公表します。（市民参加条例第9条第4項）
- ④ 会議開催の日時及び場所、傍聴手続を事前に市のホームページなどで公表します。（市民参加条例第9条第5項）ただし、緊急に会議を開催する場合は除きます。
- ⑤ 会議録は、議事及び発言の要旨等を文書として記録し、座長確認の上、公開します。（市民参加条例第9条第7項）公開にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し、発言者名については匿名とします。

3 意見集約の方法

- ① 少数意見も尊重します。

4 改正等

この確認事項は、懇話会で協議の上、変更又は追加できるものとします。

6 報告

(1) 懇話会の進め方について【資料1】

(2) 北海道ボールパーク F ビレッジについて（オブザーバーより報告）

(3) 観光の現状について【資料2】

(4) 市の取組について【資料3】

7 意見交換

8 その他

9 閉会

北広島市観光市民懇話会開催要綱

平成30年11月30日

市長決裁

(目的)

第1条 北広島市観光基本計画(以下「基本計画」という。)に関し、広く意見を収集するため、北広島市観光市民懇話会(以下「懇話会」という。)を開催する。

(構成)

第2条 懇話会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(1) 次に掲げる団体等から選出された者

ア 商工及び観光に関する団体

イ 市内のゴルフ場を運営する者

ウ 市内の大型商業施設を運営する者

エ 市内の宿泊施設を運営する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 公募に応募した者(市内に住所を有する者に限る。)

(4) その他市長が必要と認める者

2 懇話会に座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第3条 懇話会は、令和4年5月1日から令和5年3月31日まで開催する。

(謝礼及び旅費)

第4条 懇話会に参加した構成員に対し、謝礼及び旅費を支払う。

2 謝礼の額は、1回につき5,000円とする。

3 旅費は、鉄道賃及び車賃とし、その額は、北広島市職員の旅費に関する条例(昭和44年広島町条例第17号)において定める額とする。

(庶務)

第5条 懇話会の庶務は、経済部観光振興課において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、経済部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。